

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する審査会合への対応について（女川2号炉）
2. 日時：令和3年7月6日 16時00分～16時30分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、植木主任安全審査官、藤原主任安全審査官、
三浦主任安全審査官、皆川主任安全審査官、宮本主任安全審査官、伊藤安全審査官

東北電力株式会社：

原子力本部 原子力部 課長

原子力本部 原子力部 部長、他16名※

5. 要 旨

- (1) 東北電力株式会社から、本日の第988回審査会合において指摘がなされた別紙に示す事項の確認及び今後の作業方針等について説明があった。
上記の説明を受け、原子力規制庁は、東北電力株式会社に対して、本日の審査会合の指摘を踏まえた説明資料の作成を指示するとともに、指摘事項に対する回答については、今後も引き続き審査会合等において確認していく旨伝えた。
- (2) 東北電力から、本日の審査会合における指摘事項等について、了解した旨の回答があった。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言を踏まえた原子力規制委員会の対応の変更について」（令和3年4月28日 第6回原子力規制委員会配付資料3）を踏まえ、一部対面で実施した。

6. その他

関連資料：

- ・ 別紙（原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第988回）女川原子力発電所2号炉に関する指摘内容）

以上

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第988回）
女川原子力発電所2号炉に関する指摘内容

＜地下水位低下設備の設計方針について＞

- 地下水位低下設備の運用等に係る部分については、設置変更許可及び工事計画認可の審査内容を踏まえ、保安規定の審査段階において、詳細に説明すること。

＜使用済燃料貯蔵ラックの設計用減衰定数について＞

- 使用済燃料貯蔵ラックの減衰挙動に関する詳細解析について、以下の観点も含め、解析モデル及び解析条件の設定方法並びに減衰定数の算出方法の妥当性を整理して説明すること。その上で、改めて設計用減衰定数の設定の妥当性を整理して説明すること。
 - 流体－構造連成による燃料ラックの応答低減効果を減衰として扱わないことについて、応答倍率曲線を用いた減衰定数の算定における応答低減効果の除外方法を整理して説明すること。
 - 詳細解析モデルの解析条件のうち、締結ボルト剛性、ラック剛性、摩擦力の振幅依存性を定義する最大変位等について、燃料ラックの構造及び加振試験データとの関係を含め、入力値の妥当性を説明すること。
 - 詳細解析モデルの解析条件のうち、燃料ラックの構造及び加振試験データ等から得られる値に幅があるものについては、入力値を変動させた場合の減衰定数への影響を説明すること。

以上